

## 東京都が負担する経費の基本的な考え方に基づく説明について

案件：選手村仕様新設工事等の施工実施協定書（宿泊棟）の締結

基本的な考え方	説明
① 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場関係の「仮設等のインフラの整備」であり、東京都負担の大会経費である。（パラ分を除く）</li> <li>・V2全体経費でも東京都負担として計上されている。（パラ分を除く）</li> </ul>
② 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠の合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> </ul>
③ 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都と調整した結果、必要な項目について経費を積算しており、東京都の積算基準等に基づいて算出した価格を上限とする範囲での契約を目指すものであり、必要性、効率性、納得性について妥当なものとする。</li> <li>・経費の積算に当たっては、コスト縮減や3Rに積極的に取り組んでいる。</li> <li>・東京都が施行する市街地再開発事業において特定建築者が整備中の住宅棟を選手村の宿泊棟として一時借用して活用するスキームであり、特定建築者との契約となるが、経費削減交渉を行っている。</li> </ul>
④ その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が施行する市街地再開発事業において特定建築者が整備中の住宅棟を選手村の宿泊棟として一時借用して活用するスキームであり、選手村の整備に係る工事・経費であって大会運営に不可欠なものであり、公費負担の対象として適切であるとする。</li> </ul>